

## 滝田祥子「外国人労働者の雇用対策をめぐる行政の課題～栃木県を事例に～」

### 1.はじめに

近年、外国人労働者が全国的に増加しており、日本経済を支える重要な役割を担っているが、その一方で外国人労働者の雇用問題は深刻な状況にあることは否定出来ず、昨年の金融危機でその問題は顕著に表れたと考えられる。そこで、栃木県を事例に、今後この問題にどのように対応していけば良いのかを外国人労働者の実態や現在の行政の政策、昨年の金融危機も踏まえて考えていきたいと思う。

### 2.外国人労働者の実態

#### 1)外国人労働者の雇用基準

まず、初めに外国人労働者は日本で働く際にどのような手続きをとっているのだろうか。外国人は働く際に「在留資格」が必要となる。これは、外国人が日本に入国の際に空港、または港で上陸審査を受け、上陸が許可される。その後、パスポートに調印され、日本の在留目的に応じた「在留資格」を取得し、在留期間が付与される。「在留資格」は16種類あり、「出入国管理および難民認定法」で定められており具体的に技術、技能、教育などが挙げられ、その資格を持って日本国内での活動が認められる。ただし、「文化活動」、「短期滞在」、「研修」の3種類は就労ができない。また、留学生や就学生は法務大臣の資格外活動許可を受けることによりアルバイトを行うことが出来、就学生の場合、1日につき4時間以内、留学生は所属学校先によって1週間のアルバイト時間数が定められている<sup>1</sup>。しかし、外国人労働者が増加する一方で不法就労の問題も深刻なものとなってきている。不法就労防止のために「外国人登録証明書」で確認をとることが基本となっているが、把握出来ていないのが現状だ。そのため、地域の外国人登録者数と実際にその地域に在住する外国人の数が一致しない事もある。

#### 2)不法就労

不法就労とは、日本に不法に入国したり、在留期間を超えて不法に在留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動や、正規の在留資格をもっている外国人でも、資格外活動許可を受けずに、その許可の範囲を超えて行う収入を伴う就労活動である。企業は不法就労外国人を雇用した場合、「不法就労助長罪」で罰則が定められており、事業活動に関して外国人を雇用するなどして不法就労活動をさせる行為、外国人に不法就労させるためにこれを自己の支配下に置く行為、業として、外国人に

---

<sup>1</sup> ハローワーク宇都宮『外国人紹介マニュアル』を参照。

不法就労させる行為又は の行為に関し斡旋する行為を処罰の対象とし、罰が科せられる<sup>2</sup>。仮に不法就労外国人であることを知らないまま企業が雇用した場合、処罰されることはないが、状況的にその可能性があるにもかかわらず、確認をした場合は処罰される<sup>3</sup>。

### 3) 栃木県の不法就労者数

不法就労者に関しては、外国人労働者数の増加に比例し、増加している。2008年の「入管白書」によると栃木県でも2003年の不法就労者数が635人だったのが、2007年には1000人に昇っている<sup>4</sup>。

### 4) 入管法の改正

不法就労者の増加を受け入管法が改正され、3年後に施行される予定だ。この法律は外国人の滞在状況を正確に把握する体制をとるため空港や地方入国管理局で在留カードが交付され、常にそれを携帯するように義務づける内容を盛り込んでいる。また、住基台帳法の改正によって外国時人を地域の一員としてとらえ、日本人と同様に行政サービスを受けられる様にする狙いがある<sup>5</sup>。

## 3. 栃木県の外国人労働者の実態

栃木県では、外国人労働者は多少の変動あるものの、増加傾向をたどっている。2006年には間接雇用と直接雇用を合わせて約6000人に達している。栃木県では、外国人が人口の1.75%を占め大手企業の工場が集中し、工業団地がある真岡市や小山市では、日系人やペルー人の外国人労働者が多い。また、宇都宮市など商業地域では中国人労働者が多い<sup>6</sup>。

## 4. 栃木県の政策

栃木県では、外国人労働者と日本人が同様に社会保障や法律が適用されるという観点から外国人に特化した政策は出されていなかったが、昨年の金融危機の影響もあり、今年になって栃木県でも外国人への雇用対策の拡大している。今年の4月から栃木県国際交流協会に委託し「外国人地域支援室」を設置し、マネージャーとアドバイザーを配属し、再就職支援や子弟の生活支援を目的とし地域サポート事業を行っている。事業内容は主に3つに区分される。1つ目は市町の外国人相談窓口の設置で30の基礎自治体に置かれている。外国人相談窓口にはアドバイザーを派遣し、通訳などのサポートを行う。

また、外国人の参加するような基礎自治体を実施するイベント、講演会等の会場にアドバイザーを派遣して相談窓口を設置している。2つ目は外国人の再就職に向けたセミナーの

<sup>2</sup> 栃木労働局『外国人雇用に関するQ&A』p18 Q21 参照。

<sup>3</sup> 栃木労働局『外国人雇用に関するQ&A』p18 Q22 引用。

<sup>4</sup> 入国管理局2008年版『入管白書』参照。

<sup>5</sup> 朝日新聞 2009年6月7日付 社説「入管法改正」参照。

<sup>6</sup> 栃木県産業労働観光部労働政策課でのインタビュー調査。

開催である。外国人が就職する際に日本語でのコミュニケーションは障壁になってしまう事が少なくない。そこで外国人に就職訓練、就職活動を支援する目的で就職活動のための集中日本語講座を開催する予定だ。また、就職活動の実技講座も開催し、日本での就職活動に慣れない外国人に履歴書の書き方や面接の受け方等を指導する。3つ目は、基礎日本語が不十分であり、再就職が困難な外国人への日本語基礎講座の開講である。これは、会話中心で行われ、ポルトガル語やスペイン語の通訳の対応も行われている。これらの事業は8つの基礎自治体でも展開される予定であり、また、130の民間団体が日本語講座を開講し、外国人の日本語のレベルアップを図っている。そして、県内の企業のための外国人留学採用セミナーや県内留学生のための外国人留学生就職支援セミナーを今後開催していく予定だ<sup>7</sup>。

今年の4月から「とちぎ求職総合センター」を設置し、県の緊急雇用対策の一環として、住宅確保などの生活相談から就労相談、職業紹介までもワンストップで行い、住宅提供や6か月の据え置きを前提に会社の都合で辞めた人を対象に生活資金の融資を行っている。

#### 4.外国人労働者の雇用状況

##### 1)金融危機の影響

外国人労働者の雇用状況も金融危機前後では、大きく変化した。宇都宮公共職業安定所の外国人求職者職業紹介状況の資料によると、新規求職件数は、20~40件前後で推移していたが、昨年の12月には90件近くに増加し、今年の一には100件を超えた。また、2007年度と2008年度の新規紹介件数と再来件数をそれぞれ比較すると、どちらの2008年度合計が上回っていた。金融危機の影響で失業者が増加したこと、求人情報が減少したことが背景にある。また、危機以降日本人が優先で採用されるケースが多く、採用条件が厳しくなっている。

表1 「外国人の新規教職件数等」

	新規求職件数	再来件数	紹介件数
2007年度	336	285	332
2008年度	517	928	646

(『外国人求職者職業紹介状況』の資料より作成)

#### 5.考察

##### 1)栃木県の外国人労働者の雇用環境

栃木県における外国人労働者の雇用政策と雇用状況を見てきたが、全体的な印象として

<sup>7</sup> 栃木県国際交流協会『外国人地域サポート事業の概要』を参照。  
栃木県産業労働観光部労働政策課でのインタビュー調査。

は地域によって差があり、県民の関心が政策や外国人労働者の雇用環境に影響を与えていることがわかった。今回取り上げた栃木県では、全国的に視ても外国人労働者数は上位に入るものの、県の財政に限界がある事、また県民の国際への意識が低いために民間に事業を委託せざるを得ず、外国人を対象にした政策が思うように行われていない現状だ。特に金融危機以降、先に挙げたように外国人労働者の雇用状況は厳しいものになり、また、日本語の能力が乏しいために、「専門・技術」、「事務」、「販売業」、「サービス業」に従事する者が限定され、「製造業」での契約社員や派遣社員が大半を占めている。「製造業」そして、外国人労働者が就職しても労働環境は良いとは言えず、企業によっては人件費削減のため外国人労働者に雇用保険に加入を勧めず、労働時間の延長や残業手当が支給されない等の問題も存在している<sup>8</sup>。

このような労働問題を回避するため外国人労働者が在住する地域で就職得られるように、公共職業安定所では、「外国人雇用サービスコーナー」を設置し、外国人労働者の職業紹介や事業主からの雇用相談を積極的に行い、また外国人労働者の雇用にあたっての問題点に対し、「外国人雇用専門アドバイザー制度」で地方労働局が委託した専門のアドバイザーが企業の雇用管理の実態に配慮した専門的相談も行っているものの改善はなかなか進んでいない。

## 2)政策の課題

外国人労働者が日本社会で広く認識されるようになったのは最近ということもあり、外国人労働者を雇用することに関して抵抗があるのも事実だが、今後も少子化が進み、日本の労働力人口が減少すれば労働力の確保の点からやはり外国人労働者の存在は欠かせなくなるだろう。特に栃木県は、大手自動車産業の工場が集中しているため、外国人労働者の雇用は更に活発化すると考えられる。日本語講座や就職活動の指導を今後も定期的に行うことで外国人労働者が就職の幅が広がることを促すことも必要になってくるだろう。市町村の外国人相談窓口では、決まった曜日にしかポルトガル語とスペイン語に通訳が配属されていないため、通訳の配属日を増やし、ポルトガル語やスペイン語だけでなく国語の通訳を配属することで外国人が相談に行きやすい環境を整えることも必要だ。また、外国人のインターンシップ事業を行うで企業側も外国人雇用の際の問題点を発見でき、改善策を見出すことが可能になる。外国人としても就職体験をすることは、母国とは異なる雇用体制や自分が克服する必要がある点を直に認識出来る場ともなり得る。

外国人の雇用政策が具体的に進められるようになるには、やはり市民の関心が高い事が一番重要だ。外国人労働者の雇用件数が以前に比べて増加したとは言え、外国人への差別意識があることは否定できない。NPOなどの民間団体と協力することによって地域レベルでの外国人労働者の支援を行い、市民が自分の在住地域に外国人も在住していることを認識するためにも市民がその支援に参加することは、市民の意識改善にもつながるだろう。

---

<sup>8</sup> ハローワーク宇都宮駅前プラザでのインタビュー調査。

#### 参考文献

- ・ 入国管理局 HP(<http://www.immi-moj.go.jp/>) - 平成 20 年版「入管白書」 -
- ・ 栃木労働局 『外国人求職者職業紹介状況』 栃木労働局  
『事業主のみなさまへ - 外国人雇用に関する Q&A』 栃木労働局
- ・ ハローワーク宇都宮 『外国人紹介マニュアル』 ハローワーク宇都宮
- ・ 栃木県国際交流協会 『外国人地域サポート事業の概要』 栃木県国際交流協会
- ・ ハローワーク宇都宮駅前プラザでのインタビュー調査(2009 年 5 月 22 日) 外国人労働者の雇用状況について
- ・ 栃木県産業労働観光部労働政策課でのインタビュー調査(2009 年 6 月 11 日) 県の雇用政策について